

H10-0-17 東京電機大学研究倫理教育の実施に関する申合せ

H10-0-17
平成30年6月5日
大学評議会

(趣旨)

第1条 この申合せは、本学における科学研究活動の不正行為防止を目的に実施する研究倫理教育の内容について必要な事項を定めるものとする。

(受講対象者)

第2条 受講対象者は下記に該当する者とする。

(1) 受講を義務とする者

- ① 専任教員
- ② 研究員（一般の研究員、研究支援研究員等）
- ③ 大学院博士課程学生
- ④ 事務職員
- ⑤ 技術職員
- ⑥ その他、研究倫理教育責任者が必要と認める者

(2) 受講を督励する者

- ① 大学院修士課程学生
- ② 学部学生
- ③ 非常勤講師
- ④ 客員教員
- ⑤ その他、研究倫理教育責任者が必要と認める者

(受講内容)

第3条 第2条にて定める受講対象者に対する受講内容は以下のとおりとする。

(1) 受講を義務とする者

一般財団法人公正研究推進協会が提供する研究倫理教育eラーニング「APRIN eラーニングプログラム (CITI Japan)」を受講し修了する。

(2) 受講を督励する者

講演形式の研修会等への参加、研究倫理教育関連教材の通読等を基本とする。また、大学院修士課程学生に対しては、研究倫理に関する科目の受講を督励する。

(受講時期)

第4条 受講を義務とする者は、原則5年毎に受講する。なお、新規採用者は、着任後に速やかに受講する。ただし、着任前に受講済みである場合は受講を免除する。

(受講管理)

第5条 研究倫理教育責任者は、受講状況を把握し、定期的に統括管理責任者に報告する。

(庶務)

第6条 この申合せに関する事務は、研究推進社会連携センター、学長室及び関連事務局が担当する。

(申合せの改廃)

第7条 この申合せの改廃は、研究推進社会連携センター運営委員会の議を経て、統括管理責任者が決定する。

付 則

この申合せは、平成30年6月5日から施行する。